

令和8年度岡田山撤去に伴う土壌（リサイクル製品）検査仕様書

京都市環境政策局循環型社会推進部
廃棄物指導課
(担当 宮島、濱 222-3957)

1 委託業務名

令和8年度岡田山撤去に伴う土壌（リサイクル製品）検査

2 業務の概要・目的

本市が平成22年3月に策定した「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき、民間事業者による岡田山撤去事業が平成25年度から開始された。

本業務は、岡田山撤去に伴い製造される土壌（リサイクル製品）の品質を本市が検証するため、土壌の検査を行うものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 検査方法等

(1) 検体

岡田山撤去に伴い製造される2種類の土壌

ア 再生砂

イ 改良土

(2) 検体の採取場所

ア 京都市伏見区深草神明講谷町29番地

イ 京都市山科区観修寺南大日31番地

(3) 検体の採取方法

受託者は、年4回検体の採取場所を訪問し、検体を採取しなければならない。

なお、検体の採取に関する詳細については、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（以下「本市」という。）と協議のうえ、決定するものとする。

(4) 測定項目及び回数

区分	項目	回数	備考
①	第1種特定有害物質の溶出量	4回	土壌汚染対策法で定める第1種、第2種及び第3種特定有害物質
	第2種特定有害物質の溶出量	4回	
	第2種特定有害物質の含有量	4回	
	第3種特定有害物質の溶出量	4回	
②	熱しゃく減量	4回	
③	組成比	4回	
④	土粒子密度	4回	

※ 再生砂の測定項目は、区分①、②、③及び④を、改良土の測定項目は、区分①のみとする。

5 測定方法

(1) 区分①について

土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第18号）及び土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号）に基づく。

(2) 区分②について

昭和52年環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」別紙2のⅡの2から4までに記載された方法に基づく。

(3) 区分③について

所定量（最低2kg以上）の検体（再生砂）を採取し、十分に攪拌し、ふるいを用いて、目視により分類作業を行う。

土砂、ガラス、プラスチック、陶磁器、木くず（竹、ワラ）、金属、コンクリート片、ゴム、れんが、紙、布等の組成比（重量%）を算出する。

(4) 区分④について

日本産業規格 土粒子の密度試験方法（JIS A 1202）に基づく。

6 報告書

測定毎に、以下の区分に応じて、報告書を1部作成することとする。

なお、区分①については、測定結果の速報を電子メールで報告すること。

(1) 区分①、②について

測定毎に、当該測定結果に係る計量証明書を添付した報告書を1部作成し、検体採取終了後30日以内に本市に提出すること。

(2) 区分③について

測定結果を添付した報告書を1部作成し、検体採取終了後30日以内に本市に提出すること。

なお、分類後の品目毎に鮮明な写真を撮影し、報告書に収録し、写真データも提出するものとする。

(3) 区分④について

測定結果を添付した報告書を1部作成し、検体採取終了後30日以内に本市に提出すること。

7 委託料の支払

受託者は、全ての測定に係る報告書を提出し、本市の履行確認を受けた後に、委託代金の支払を請求するものとする。

8 検体の処分

測定の完了した検体は、受託者において報告書提出後3か月間保管すること。

9 その他

(1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本市の指示に従うものとする。

(2) 本件業務を受託する者は、本測定に必要な設備を有し、適切な技術者を配置する等一定の技術レベルを有するとともに、計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）を含むものに限る。」を受けていなければならない。

(3) (2)を証する書類を提出すること。